

4

安心してご利用いただくための機関

契約締結審査会

申込をされた方、ご利用中の方の
判断能力や支援内容について、疑
義が生じた場合、医師・弁護士・
司法書士・社会福祉士・精神保健
福祉士等の専門家から構成されて
いる契約締結審査会が審査します。

運営適正化委員会

安心してご利用いただけるよう、当事者団体
や家族の会の方々、福祉医療の学識経験者
等から構成される第3者機関である「運営適
正化委員会・運営監視部会」が事業全体の
運営を監視します。また、利用者からの苦情
の受け付けもしています。

福島県運営適正化委員会

電話 024-523-2943

ご相談・お問合せはお近くの社会福祉協議会へ



●ご相談・お問合せ時間
月曜日～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時まで

●ご相談・お問合せ先

市町村社会福祉協議会

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

〒960-8141

福島県福島市渡利字七社宮111番地
福島県総合社会福祉センター 2階

☎024-523-2442

FAX 024-523-4477

E-mail shien@fukushimakenshakyo.or.jp

2026.4 5,000



福祉サービスの
手続きが分からない…



計画的にお金を
使いたいけれども、
うまくいかない…



通帳などを
しまった場所を
忘れてしまう…

必要な福祉
サービス利用の
手続きをお手伝い
します

金銭管理の
お手伝いを
します

安全な場所で
お預かりします

くらしのあんしんをおてつだい

愛称

あんしん サポート

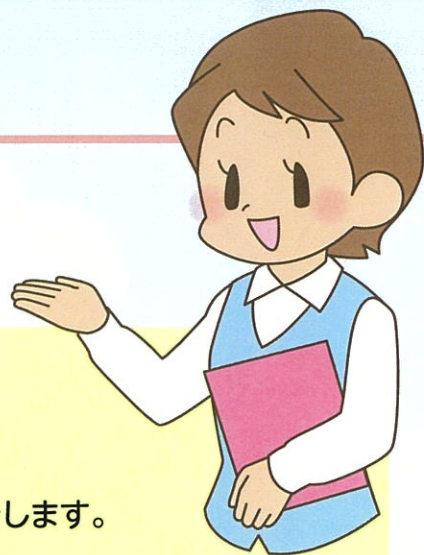
日常生活自立支援事業



社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

1 主なサービスの内容

次の①を基本に、ご希望やご本人の状況などに応じて、
②③のサービスを合わせて利用することができます。



①福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスに関する情報提供をします。
- 福祉サービスを利用または利用をやめるために必要な手続きをします。
- 福祉サービスの利用料を支払う手続きをします。
- 福祉サービスの苦情解決制度を利用する手続きを援助します。

できないこと

施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、
買い物、掃除 など

②日常的金銭管理サービス

- 銀行などに行き、日常生活に必要なお金の出し入れを支援します。
- 医療費や公共料金、家賃などの支払い、口座引き落としの手続きをします。
- 日用品の代金を支払う手続きをします。

できないこと

不動産や預貯金の資産運用 など



③書類等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。

例) 年金証書、保険証書、その他社会福祉協議会が適当と認めた書類など

お預かりできない物

貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金 など

この事業はご本人と契約を結んで利用していただく制度です。そのため、契約内容が理解できないほど判断能力が低下されている場合は、この事業を利用することが難しくなります。

その場合、「成年後見制度」の利用など、ご本人にふさわしい援助につなぐ支援をします。

※判断能力については、社会福祉協議会の職員が「契約締結ガイドライン」(利用希望者の基本情報や見当識等を確認するためのインタビュー調査)に基づき、ご本人に質問をして判断します。

2 サービスの流れ



相談の受付

お住まいの市町村社会福祉協議会へご相談ください

訪問 関係者との調整

社会福祉協議会の職員が訪問し、お困りごとなど伺います。また、ご家族、その他福祉サービス事業所、金融機関、関係者との調整をします

支援計画の作成

ご本人と社会福祉協議会と一緒に考えて、具体的なサービスの計画を作ります

契約

支援計画の内容にもとづき、ご本人と社会福祉協議会との間で利用契約を結びます

サービス開始

生活支援員が支援計画に沿ってご本人を訪問し、サービスを行います



定期的な 支援計画の見直し

定期的に支援計画の内容を見直し、変更が必要な場合はご本人と相談して支援計画を変更します

終了

- ご本人から申し出があったとき
- ご本人が亡くなったとき
- 判断能力の低下や生活状況の変化により、契約の継続が困難になったとき

3 利用料

※令和8年4月からの利用料です。

- 相談から契約までは無料です。
- 契約後、サービスを利用すると、1回1時間あたり1,500円の利用料がかかります。(1時間を越えると30分ごとに500円が加算されます)

※この他、生活支援員の交通費がかかります。

- 貸金庫を利用する場合、実費をいただきます。
- 生活保護を受けている方は利用料が免除されます。

